

長岡造形大学入学者選抜規程

(目的)

第1条 この規程は、長岡造形大学学則（以下「学則」という。）第20条及び大学院学則第15条（以下「大学院学則」という。）の規定に基づき、本学の入学者の選抜を公正かつ妥当な方法で実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学者の選抜方法)

第2条 入学試験の日程、実施体制及び選考方法等（以下「選抜方法」という。）は、教育研究審議会の議を経て、学長が決定する。

2 前項により決定された選抜方法は、学生募集要項でこれを公表する。

(出願方法等)

第3条 入学を志願することができる者は、学則第18条又は大学院学則第13条に規定の各号のいずれかに該当する者及び入学を予定する年度の前年度末までに当該各号のいずれかに該当することとなる者とする。

2 出願の手續及び期日等については、学生募集要項でこれを公表する。

(入学者の決定)

第4条 入学を志願する者があったときは、教授会又は研究科委員会の議を経て学長が合格者を決定する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、入学者の選抜に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

